

会議結果のお知らせ

○ **会議名** 大分県の運動部活動の在り方に関する有識者会議（第2回）

○ **期 日** 平成30年6月25日（月）10:00～12:00

○ **場 所** 大分県教育センター 中研修室4

○ **出席者**

（委員12名）※代理1名を含む

- ・木津 博文 公益財団法人大分県学校給食会理事長
- ・谷口 勇一 大分大学教育学部教授
- ・松田 貴雄 独立行政法人国立病院機構西別府病院スポーツ医学センター長
- ・馬場 宏之 県立学校長協会長（県立大分雄城台高等学校長）
- ・蓑田 智通 県高体連会長（県立情報科学高等学校長）
- ・西川 幸宏 大分市教育委員会体育保健課課長
- ・工藤 啓記 県中体連会長（大分市立植田南中学校長）
- ・川邊 隆（代理） 県高等学校PTA連合会副会長（県立大分工業高等学校PTA会長）
- ・鄭 加代 県PTA連合会（由布市立由布川小学校PTA副会長）
- ・小山 康直 県私立中学高等学校協会会長（大分中学・高等学校長）
- ・久士目 弘美 NPO法人わいわい夢クラブ クラブマネージャー
- ・佐保 宏二 県体育協会事務局長

（県教育庁関係者7名）

- ・姫野秀樹教育次長、井上倫明体育保健課長、加藤寛章体育・スポーツ振興監、植木弘晃指導主事兼主幹、坂本真実哉指導主事、渡邊達也指導主事、後藤真一郎指導主事
- （県生活環境部私学振興・青少年課関係者1名）

浜松弘一課長補佐

○ **次 第**

- 1 開会
- 2 委員紹介（今回初参加の委員）
- 3 県の方針（素案）について
- 4 スポーツ医学の観点から見た活動時間の考え方について（松田委員より）
- 5 現場指導者による実践発表
 - （1）大分県立大分雄城台高等学校陸上競技部顧問 穴井伸也教諭
 - （2）大分県立臼杵高等学校硬式野球部監督 阿部知巳教諭
- 6 委員による意見交換
 - （1）「適切な休養日等の設定」について
 - （2）その他の項目について
- 7 委員長あいさつ
- 8 諸連絡
- 9 閉会

○ 内 容

■ 県の方針（素案）について

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動休養日及び活動時間の基準

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等も踏まえ、下記を基準とする。

< 休養日及び活動時間の基準 >

【中学校】

休 養 日

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）

活 動 時 間

- 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

休 養 日

- 原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上）

活 動 時 間

- 原則として、平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、学校の特色及び競技種目の特性、大会等のシーズンを考慮し、各学校において弾力的に休養日を設定することができる。

ただし、その場合にあっても、週に1日以上及び月に1日以上以上の週休日（祝日を含む）を完全休養日とする。また、1週間の総活動時間が、16時間を超えないよう留意すること。

【中学校・高等学校共通事項】

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整し、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。
- イ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、「国のガイドライン」において設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「設置者の方針」に則り、運動部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

■委員による意見交換（発言要旨）

- 中学校段階のシーズン制について、大会前と学校行事とが重なり十分な練習ができない時期などがあるが、子どもの体を考えた時に、疲労が溜まり、土・日どちらか休むことが大切だ。また、高校生の体力とは異なるので、中学校の段階においては設けない方がよいと思う。
- 今日提案された休養日及び活動時間の規準に関して、基本的に賛成だが、4点意見がある。
 - 1点目は、導入後の継続的な調査・検証を明文化する必要はないかということ。
 - 2点目は、教育者である限り、自分の教えた子どもたちが、その後も運動やスポーツを継続してくれることこそが、目指すべきところではないかということ。
 - 3点目は、スポーツ庁は子どもたちのことを考えて活動時間などの規準を出してきたというのは勿論だが、部活動の指導に不満や負担を感じている先生方にも配慮されていることも忘れてはいけないこと。
 - 4点目は、「僕らの種目ではこれ以上やったら怪我の危険性が高いんだよ」、逆に「我々の種目特性を考えたら、自分でやる時間がないと始まらないんだよ」、両方あるのかもしれないが、指導者が生徒に、医・科学的な知識を基にした指示ができるような内容を、このパートに組み込むことが必要でないかということ。
- 中学と高校を分けて考えるべきだという前回の議論が反映された素案であり、高校では、平日は1日3時間程度、週休日は4時間程度と、時間を増やして頂いたことを有難く思う。また、なお書きで、随分な配慮を頂いている。
 - ただ、「1週間の総活動時間が、16時間を越えない」という時間設定が果たしてこれでいいのか。例えば、平日4日間として12時間、これに月1回週休日ということで土・日に各4時間で8時間、計約20時間程度となるのではないかと思う。現実、16時間を越えないように徹底できるかどうか確信が持てない。1週間の総量時間の設定は大切である。それを徹底させる意味でも、検討をお願いしたい。
- 高校の運動部活動は、特色ある学校づくりや学校経営にとって重要な要素。さらに、子どもたちが求める競技レベル等も様々で、一概に高校の活動時間を総枠でくくるということは、指導する側としては苦しい。
 - 一方、16時間というものが科学的根拠を持つ以上、子どもや先生の健康を犠牲にする訳にはいかず、十分配慮する必要がある。
- 私学も公立同様に、医学的に16時間を越えたら危険であるということであれば当然配慮する。ただ、法人ごとに考え方の違いがあり、1つずつ検証して確認していかなければならないと考える。
- 練習時間について、部員数や種目によって幅がないと苦しい。また、能力が高い選手は朝練習をしなくても2時間練習すれば十分だろうが、夢を見ながら、時間をかけて練習し上位を目指す子もいるということも理解しなければいけない。
 - 例えば好きな野球で甲子園を目指し必死になり這いつくばり夢に近づこうとする気持ちの芽を摘んではいけないと思う。
- 部活動で結果や目標達成を求めることは自然なことで、それを学校や保護者が支援するのは当然なこと。しかし、結果を求めるあまりに、過重な練習を余儀なくし、長期にわたって生徒が疲労する現状がある。
 - 中学校は、平日は提案の2時間で十分取り組めると思うが、平日の先生方は生徒指導、授業準備、会議等があり、部活につけない時間が多くある。そうなるとうとうしても土・日・休日に練習する。連休では大会や練習試合が増え、連休を全て部活

に費やすということも起こる。今後は、「守られている学校と守られていない学校がある。」という声が出てくることも想定される。

そこで、本年度4月から6月末までの部活動実施状況調査を行ったところ。また、部活動の在り方検討委員会を開催しながら、今後、さらに徹底できるように協議をしていきたいと考えている。

- 時間のことに関して競技力向上に関する話ばかりが出るが、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携を行いながら、二極化している運動をしない側の生徒が参加しやすい「楽しみ志向の部活動」をつくり運動に向かわせる形を推進することも大切である。
- 部活動と総合型地域スポーツクラブが関わるが増えると思う。「16時間」というところで確認だが、部活と総合型の両方に入り、合計16時間を超えているケースもある。論文だけで言うと、16時間を超えた場合、1種目でも多種目でも、また運動強度が強かろうと弱かろうと、怪我が起こる確率は上がるというデータがある。
- 教員がスポーツ医・科学の研究内容や危険性を知れば、やり過ぎることはないと思う。更に子どもを預ける保護者にも知識が必要だ。知識習得の場を考えて頂き、学校と保護者が一緒になり、子どもの体を考えた活動をする必要がある。

・あいさつ【木津委員長】

この会は、各分野の専門的な方々から様々な幅広いご意見を頂くということ趣旨にしている。今日は、これまで2回の会を通じて感じてきたことを少し申し上げて閉会のあいさつに代えたい。

1点目は、先般、国のガイドラインが示された以上、これに則って本県の具体的な方針策定をするのが当然必要なことだろうと思うし、この点については、皆さん方の共通認識の上で進められていることと思っている。

2点目は、今回の方針策定が、部活動に関係する多くの方の意識改革に資する策定であってほしいということである。指導者である以上、情熱をもち部員を指導するのは当然求められることだ。しかし、土・日もなく子どもにつきっきりで一生懸命やる先生がいい指導者で、そうでない方は・・・というような風潮はありはしないか。そのことが、中学生のスタート段階、あるいはトップレベルを目指そうとしている高校生の段階の子どもたちに、巡りめぐって疲弊感という形で影響を与えているのではないか。これは、指導者についても同じだ。従って、今回の方針策定が、県民、保護者、教職員、いろんな大人を含めての意識改革に繋がる策定であってほしいと切に願う。

本県の実情に合った方針を策定するために、国のガイドラインを是非心に置きながら、この会議で出た意見を反映できるところは是非反映して進めて頂きたい。

予定では、次回最終回で、改めて素案を出して頂けるとのことであり、それを基に、また意見交換を進めたい。

以上

○ 問い合わせ先

担 当 課 大分県教育庁体育保健課（学校体育班）

電話番号 097-506-5639